

行政制度等の調整に係る基本方針

合併協定項目の調整の目的

1市7町2村それぞれの行政運営は、長い歴史の中で営まれてきたものであり、行政のサービスや負担の水準に差がある。仮に合併するとした場合、これを新しい市の行政サービスや負担として統一する必要があるため、現在実施している事務事業・制度等の比較検討を行い、住民生活に及ぼす影響等を含め一体化するための調整案を協議するものとする。この場合、合併のメリットをどのように生かし、また、デメリットをどのように解消するかが大切である。

基本的な事項

調整が必要な項目の協議に当たっては、これまでの10市町村のまちづくりの歩みを尊重するとともに、下記の事項を踏まえ、新市での速やかな融合一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものとする。

1. 10市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併前に一元化すべきものと、合併後一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものを区分する。
2. 地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点をもって当たる。

事務事業の調整方針

事務事業を調整するに当たっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとする。

1. 住民生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。（一体性確保の原則）
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項について、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体性の確保に努める。
2. 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。（住民福祉向上の原則）
現在、10市町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに差異があるものについては、現行サービス水準を低下させないことを原則に、調整に努める。

3 . 公平負担の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担の公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努める。

4 . 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権社会に対応した健全財政に努める。

5 . 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)

行政改革の視点に立って調整に努める。

6 . 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)

7 . 公共的団体等の一本化に努める。

社会福祉協議会、観光協会等の一本化に努める。